

# 滝川市議会会議規則の一部を改正しました

本年3月議会において議会運営委員会からの提案により、出産を理由とした議会の欠席が新しく規定されました。

全国市議会議長会の示す標準市議会会議規則の改正を受けたもので、全国の議会で規則が改正されています。

今まで、出産のための欠席は事故として扱われていました。

今回の規則の一部改正では、日数を定めることができるため、早産での安静や入院が必要になったときなども対応できるようになります。

この改正により女性が参加しやすい議会となること、子育てをしながら働く女性への理解がより一層深まる 것을期待します。



改 正 前	改 正 後
(欠席又は遅刻の届出)  第2条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	(欠席又は遅刻の届出)  第2条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。  <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>
(欠席又は遅刻の届出)  第79条 委員は、事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。	(欠席又は遅刻の届出)  第79条 委員は、事故のため出席できないとき又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。  <u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>